

別府市立図書館等複合施設 共創支援会議委員

(50 音順・敬称略)

	氏 名	役 職 等
1	佐野 真紀子	株式会社日本政策投資銀行 大分事務所 所長
2	鶴田 宏和	株式会社鶴田ホテル 代表取締役社長
3	常世田 良	日本図書館研究会 理事
4	中井 孝幸	愛知工業大学 工学部 建築学科 教授
5	松田 法子	京都府立大学大学院 生命環境科学研究科 准教授
6	光浦 高史	ハジマリアーキテクト株式会社 代表取締役
7	山出 淳也	Yamaide Art Office 株式会社 代表取締役

別府市立図書館等複合施設の設置及び管理に関する条例施行規則 抜粋
(共創支援会議)

第 3 条 図書館及びこもれびパークで構成する複合施設の理念及び目的に沿った運営事業を客観的に評価し、必要な助言等を行うため、共創支援会議を設置する。

(共創支援会議の組織)

第 4 条 前条の規定により設置する共創支援会議は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公民連携に識見を有する者
- (3) その他委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(共創支援会議の会長及び副会長)

第 5 条 共創支援会議に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を統括し、共創支援会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(共創支援会議の招集等)

第 6 条 共創支援会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 共創支援会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 共創支援会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決ところによる。

4 第1項の規定にかかわらず、委員委嘱後の最初の共創支援会議は、教育長が招集する。